

平成 29 年 3 月 15 日  
 中国四国管区行政評価局

## 「国立大学等における障害のある学生の修学支援に関する調査」結果の公表

総務省中国四国管区行政評価局(局長:若林成嘉)では、平成 28 年 11 月から、「国立大学等における障害のある学生の修学支援に関する調査」を実施しました。

この調査は、中国地方の国立大学等(国立大学及び国立高等専門学校)における障害のある学生に対する修学支援の実施状況を調査し、その改善に資するために実施したものであり、**このテーマによる行政評価局調査は全国初**となります。

調査の結果、**大学等間における連携の推進など4事項について、さらに推進・充実を図る必要**がみられたため、3月15日、国立大学等に対し、必要な改善措置を求める通知を行いました。

当局では、今回の調査結果が支援に取り組む大学等をはじめ、支援を望む障害者やその関係者の参考に供されるとともに、障害学生に対する修学支援がさらに充実したものとなるよう期待します。

### 調査背景

- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成 28 年 4 月に施行され、国立大学法人等には障害者への合理的配慮の提供が義務化
  - 障害者基本計画(第 3 次)(平成 25 年 9 月閣議決定)において、「高等教育における支援の推進」として、障害学生に対して、次のような配慮、支援が求められている。
    - \* 入試や単位認定試験における配慮
    - \* 理解促進・普及啓発を行うための教職員に対する研修
    - \* 支援内容・支援体制などの情報公開
    - \* 支援担当部署の設置などの支援体制の整備
    - \* 授業等における情報保障、施設のバリアフリー化
    - \* 大学等間などのネットワーク形成
  - わが国の高等教育機関(大学、短大、高専)に在籍する障害のある学生の総数は、平成 18 年度 4,937 人であったものが 27 年度には 4.4 倍の 21,721 人に増加
- ⇒ 障害のある学生に対する修学支援措置の充実がますます必要な状況

### 調査概要

- 以下の国立大学等への実地ヒアリング、施設現地確認を実施し、修学支援状況・支援体制等の実態を把握
    - ・ 国立大学 5 校  
(鳥取大学、島根大学、岡山大学、広島大学、山口大学)
    - ・ 国立高等専門学校 6 校  
(米子工業高等専門学校、松江工業高等専門学校、津山工業高等専門学校、呉工業高等専門学校、徳山工業高等専門学校、宇部工業高等専門学校)
- ⇒
- 以下の 4 事項について課題と認識
    - 1 大学等間における連携の推進
    - 2 教職員、学生に対する意識啓発の推進
    - 3 施設のバリアフリー化の一層の推進
    - 4 情報提供の充実

障害学生に対する修学支援状況、支援体制等の実態

〔結果報告書 項目 2〕

➢ 近年、「障害学生数」及び「支援障害学生数」は、いずれも増加傾向。障害区分別にみると、特に増加が著しいのは病弱・虚弱、発達障害、精神障害である。

資料1

入学試験における配慮



- 学生募集要項等により、入学試験において特別な配慮を必要とする場合は事前相談するよう案内。  
障害の種類や程度、希望する配慮事項を踏まえ、受験者本人、保護者との面談や必要に応じて出身学校からの聞き取りなどを行い、配慮の実施の有無、配慮内容を決定。
- 配慮例としては、拡大鏡、補聴器等の使用許可（視覚障害、聴覚障害）、別室受験、試験時間の延長など。

資料2  
(配慮・支援例)

入学後における支援

大学・高専



- 受入れに条件や制限を設けている大学等はない。
- 支援例としては、授業支援については、講義の板書撮影許可（視覚障害等）、ノートテイク（聴覚障害）など、授業以外の支援では居場所の確保（発達障害等）など。
- 大学等からは、障害学生の支援組織、支援機器、支援に関わる人材（スタッフ）及び支援ノウハウについて十分でなく、支援障害学生の急増への対応に向けて不安があるとの意見あり。

支援体制整備

- 大学では、障害学生支援のための専門部署を設置（4 校）、専任の教員等を置き（全校）、支援体制を充実・強化。一方、高専では、専門部署を設置しているのは少数（2 校）で、いずれも兼任教員等で対応。
- 障害学生のための支援機器は、すべての大学が保有しているものの、その種類等は大学間で大きな差異。一方、高専では、これらの支援機器を保有しているものは少数で、その種類は僅か。
- 支援のノウハウ等の情報共有、支援機器の共有・貸し借り等を目的とした大学等間の連携の必要から、UE-Net（教育のユニバーサルデザイン化推進ネットワーク）を構築するなど連携の動き。

資料3

意識啓発

- 支援担当者の専門性の向上のため学外研修への派遣等（全校）、全教職員に対する研修、会議での説明等により、修学支援に関する意識啓発の取組（5 大学・5 高専）、研修・講義、パンフレットの配布等により、学生の修学支援に関する理解促進・意識啓発の取組（5 大学・2 高専）。

施設のバリアフリー化

- 大学等は、「キャンパスマスタープラン」等により、段階的にバリアフリー施設を整備しており、その上で、障害学生の入学等を契機に障害特性に応じた個別的整備を随時実施。  
整備費の確保が困難である等の理由から、施設のバリアフリー化により対応できない場合においては、利用教室の変更や学生スタッフ等によるサポートなどを配慮。

情報提供

- 大学は、ホームページ掲載、オープンキャンパス、高校生向けの進学ガイド、リーフレット等により、入試における配慮の内容、障害学生に対する支援内容・支援体制等について幅広く情報提供。一方、高専は全校が受験上の特別な配慮を要する場合の事前相談について学生募集要項等で案内しており、ホームページで相談窓口、支援体制等について情報提供しているものもあり。

資料4

課題及び所見

〔結果報告書 項目 3〕

1 大学等間における連携の推進

報告書 P17～、P70～

- 【課題】 障害学生の支援組織、支援機器、支援に関わる人材（スタッフ）、支援ノウハウの蓄積に不安があるなど、個々の大学等の資源のみでは十分な対応が困難。（全校）
- 【所見】 障害学生支援のニーズに的確に応えるため、個々の大学等における支援体制の整備・強化に努めるとともに、例えば、UE-Net などの障害学生支援のための大学等間のネットワークを活用し、人的・物的資源、支援ノウハウの不足分を相互に補う仕組み・環境づくりに取り組むこと。

2 教職員、学生に対する意識啓発の推進

報告書 P21、P78

- 【課題】 障害者差別解消法の施行後も、教職員の修学支援に関する理解促進・意識啓発を図るための特段の取組を行っていないものが 1 校（高専）あり。  
学生の修学支援に関する理解促進・意識啓発を図るための特段の取組を行っていないものが 4 校（高専）あり。
- 【所見】 教職員及び学生に対する修学支援に関する理解促進・意識啓発を図ること。

3 施設のバリアフリー化の一層の推進

報告書 P22～、P79～

- 【課題】① 主要施設については、おおむねバリアフリー化が進んでいる状況にあるが、スロープがないなどにより、車いすでの移動が困難な施設等、バリアフリー化が不十分な施設が一部あり。（全校）
- ② バリアフリーマップや構内案内図に関して、表示が実際と異なるもの、身体障害者用トイレを表示するなどして充実が望ましいものあり。（4 大学）
- 【所見】① バリアフリー化が不十分な施設について、身体障害のある学生の在籍状況や学生からの要望の有無等も踏まえて、優先順位を付けつつ、解消を進めていくこと。
- ② バリアフリーマップや構内案内図について、実際のバリアフリー施設の配置状況と整合させるとともに、障害学生等にとって利用価値が高まるよう内容の充実を検討すること。

4 情報提供の充実

報告書 P24～、P84～

- 【課題】① 学生募集要項において、入学試験上の支援に関する事前相談の対象者の範囲について、障害の種類・程度を限定する表現を用いているものが 6 校（1 大学 5 高専）あり。
- ② 施設におけるバリアフリー化の状況、支援内容・支援体制、障害学生の受入実績等について網羅的に情報提供している学校は皆無。
- ③ 支援専用ウェブサイトを設けているものの、大学ウェブサイトのトップページから支援専用ウェブサイトへ円滑にたどり着くことが困難と思われるものが 3 校（大学）あり。
- 【所見】① 入学試験上の支援に関する事前相談の対象者の範囲について、障害の種類・程度を限定するものと誤解されないよう学生募集要項の表現内容を改めること。
- ② 情報提供の項目、方法を一層充実させることについて検討すること。
- ③ ホームページ上の障害学生支援に関する情報に円滑にアクセスすることができるよう、構造等について見直すこと。